

南国市告示第53号

南国市二段階移住支援補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年4月4日

南国市長 平山 耕三

南国市二段階移住支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、南国市補助金の交付に関する条例（昭和53年南国市条例第20号）第17条の規定に基づき、南国市二段階移住支援補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 この補助金は、高知県外から高知市に移住した者のうち、高知県の環境や土地の情報等を得たうえで高知県内の他の市町村に移住すること（以下「二段階移住」という。）を予定している者（以下「お試し移住者」という。）の南国市への移住に際し必要となる引越し費用の一部について補助することにより、二段階移住による南国市への移住及び定住を促進することを目的とする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) お試し移住者であって、高知市が発行するお試し移住者であることを証明するものの交付を受けていること。
- (2) 補助対象者又はその同一世帯員が過去にこの補助金の交付を受けたことがある場合は、当該補助金の交付の日から5年以上経過していること。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当しないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が二段階移住に際し必要となる引越し費用のうち、業者による荷物運搬に係る経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額と補助対象経費の合計額のいずれか低い方の額とし、予算の範囲内で交付する。

(1) 単身世帯 3万円

(2) 2人以上世帯 5万円

(交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、南国市二段階移住支援補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、南国市二段階移住支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、速やかに当該補助対象者に通知するものとする。

(変更申請)

第8条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は補助事業を中止しようとするときは、南国市二段階移住支援補助金変更(中止)承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、南国市二段階移住支援補助金実績報告書(様式第4号)に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付の額を確定し、南国市二段階移住支援補助金確定通知書(様式第5号)により速やかに当該補助事業者に通知するものとする。

(交付請求)

第 1 1 条 前条の規定による補助金の確定の通知を受けた補助事業者は、市長に南国市二段階移住支援補助金交付請求書（様式第 6 号）を提出し、補助金の交付の請求を行うものとする。

（補助金の返還）

第 1 2 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、その取消しに係る金額の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助事業の実施の方法が不相当と認められるとき。
- (3) 南国市補助金の交付に関する条例別表に掲げる事項に該当するとき。
- (4) 南国市補助金の交付に関する条例及びこの要綱の規定に違反したとき。

（調査等）

第 1 3 条 市長は、補助事業の適正な執行を確保するために必要な限度において、補助事業者に対し、書類の提出、報告の求めその他の調査をすることができる。

（その他）

第 1 4 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 3 1 年 5 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき交付された補助金について第 1 2 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

